

2 入学者選抜について 基本事項Q & A

1 志願資格について

Q 神奈川県内の公立高等学校の全日制の課程に志願するにはどのような条件があるのですか？

A 平成23年4月1日以前に出生し、令和8年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込みの人（これに準ずると認められた人を含む。）で、かつ、志願者とその保護者が神奈川県内に住んでいる場合（令和8年4月1日までに神奈川県内に志願者とその保護者が転居見込み等で神奈川県教育委員会教育長の承認を受けた場合を含む。）に志願できます。

Q 神奈川県内の公立高等学校の定時制の課程または通信制の課程に志願するにはどのような条件があるのですか？

A 平成23年4月1日以前に出生し、令和8年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込みの人（これに準ずると認められた人を含む。）で、かつ、志願者が神奈川県内に住んでいるか勤務地が神奈川県内にある場合（令和8年4月1日までに神奈川県内に志願者が転居するか勤務地が神奈川県内になる見込み等で神奈川県教育委員会教育長の承認を受けた場合を含む。）に志願できます。

ただし、定通分割選抜には、志願時に、令和8年度の入学者選抜において、国・公・私立高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校に合格している人（入学手続をしていない場合も含む。）は志願できません。

2 学区について

Q 神奈川県内に住んでいれば、どの公立高等学校へも志願できるのですか？

A 県立の高等学校と横須賀市立の高等学校には通学区域（以下「学区」といいます。）はなく、県内のどこからでも志願できます。

横浜市立および川崎市立の高等学校への志願に際しては、横浜市立高等学校通学区域規則および川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「各通学区域規則」といいます。）によって、次表のように学区を設けている学校があります。学区外からの志願も可能ですが、学区外から志願する際には、入学を許可される人数の制約があります。

高等学校（課程）および学科・コース		学区	学区外入学許可限度数
⑦	横浜市立桜丘高等学校（全日制）普通科 〃 東高等学校（全日制）単位制普通科（特別募集を除く。） 〃 戸塚高等学校（全日制）単位制普通科一般コース 〃 みなと総合高等学校（全日制）単位制総合学科（特別募集を除く。） 〃 横浜総合高等学校（定時制）単位制総合学科（特別募集を除く。）	横浜市内全域	志願する学科またはコースの募集定員の8%以内
	横浜市立金沢高等学校（全日制）普通科		志願する学科の募集定員の30%以内
①	川崎市立川崎高等学校（定時制）普通科昼間部（特別募集を除く。）	川崎市内全域	志願する学科の募集定員の8%以内
	〃 橘高等学校（全日制・定時制）普通科		
	〃 高津高等学校（全日制・定時制）普通科		
	〃 幸高等学校（全日制）普通科		
㊦	横浜市立横浜商業高等学校（別科を含む。）	県内全域	
	〃 戸塚高等学校（全日制）単位制普通科音楽コース		
	〃 戸塚高等学校（定時制）普通科		
	〃 横浜サイエンスフロンティア高等学校（全日制）単位制理数科 特別募集における横浜市立高等学校の各学科 ①以外の川崎市立高等学校の各学科（特別募集を含む。）		

Q 横浜市立の高等学校と川崎市立の高等学校には学区がありますが、インターネット出願システムで志願手続をする際、学区についてどのような入力をしますか？

A 志願先の高等学校として、横浜市立および川崎市立の高等学校を選択すると、通学区域規則上の区分を選択する項目が出てきます。次の第3、4、5条の中から、該当する区分を選択してください。

第3条…【学区内から志願】する場合の区分です。

第4条…【学区外から志願】する場合の区分です。

第5条…【学区外から身体状況を理由として志願する人が、志願先の高等学校長の許可を得て志願する場合の区分です。

Q 横浜市内に住んでいて、横浜市内全域を学区とする全日制の高校を志願するとき、通学区域規則上の区分はどうなりますか？

A 志願者とその保護者が横浜市内に住んでいる場合（令和８年４月１日までに横浜市内に志願者とその保護者が転居見込み等で横浜市教育委員会の確認を受けた場合を含む。）、学区内からの志願となり、通学区域規則上の区分は**第３条**になります。

なお、横浜市内全域を学区とする定時制の高校を志願するときは、志願者の勤務先または居住地が横浜市内にある場合、学区内からの志願となり、通学区域規則上の区分は第３条になります。

Q 川崎市内に住んでいて、川崎市内全域を学区とする全日制の高校を志願するとき、通学区域規則上の区分はどうなりますか？

A 志願者とその保護者が川崎市内に住んでいる場合（令和８年４月１日までに川崎市内に志願者とその保護者が転居見込み等で川崎市教育委員会の確認を受けた場合を含む。）、学区内からの志願となり、通学区域規則上の区分は**第３条**になります。

なお、川崎市内全域を学区とする定時制の高校を志願するときは、志願者の勤務先または居住地が川崎市内にある場合、学区内からの志願となり、通学区域規則上の区分は第３条になります。

Q 横浜または川崎市外に住んでいて、当該市内全域を学区とする全日制の高校を志願するとき、通学区域規則上の区分はどうなりますか？

A 志願者とその保護者が神奈川県内の学区外に住んでいる場合（令和８年４月１日までに神奈川県内の学区外に志願者とその保護者が転居見込み等で当該市教育委員会の確認を受けた場合を含む。）、学区外からの志願となり、通学区域規則上の区分は**第４条**になります。

なお、当該市内全域を学区とする定時制の高校を志願するときは、志願者の勤務先および居住地が学区外にある場合、学区外からの志願となり、通学区域規則上の区分は第４条になります。

Q 県内全域を学区とする横浜市立または川崎市立の全日制の高校を志願するとき、通学区域規則上の区分はどうなりますか？

A 県内全域を学区とする横浜市立または川崎市立の全日制の高校を志願する場合（令和８年４月１日までに神奈川県内に志願者とその保護者が転居見込み等で当該市教育委員会の確認を受けた場合を含む。）、通学区域規則上の区分は**第３条**になります。

３ 共通選抜と定通分割選抜について

Q 「共通選抜」とは、どのような選抜ですか？

A すべての公立高等学校のすべての課程で実施する選抜です。学力検査を「共通の検査」として実施します。また、「特色検査」を実施する高等学校があります。実施したすべての検査の結果と調査書の学習の記録（評定・評価）を資料とし、各校がそれぞれの取扱い比率を設定し、算出した数値により選考します。

なお、クリエイティブスクールと通信制の課程では学力検査は実施せず、クリエイティブスクールでは特色検査（面接）を、通信制の課程では作文を「共通の検査」として実施し、調査書と併せて総合的に選考します。

全日制と夜間以外の定時制の課程では募集定員のすべてを募集し、夜間の定時制と通信制の課程では募集定員の８０％を募集します。

Q 「定通分割選抜」とは、どのような選抜ですか？

A 共通選抜の後に夜間の定時制と通信制の課程で実施する選抜です。定時制の課程は、共通選抜と同様、学力検査を実施し、特色検査を実施する場合もあります。実施したすべての検査の結果と調査書の学習の記録（評定）を資料とし、各校が設定した比率により算出した数値を用いて選考します。通信制の課程は、作文を実施し、調査書と併せて総合的に選考します。

なお、募集人員は募集定員から共通選抜の募集人員を差し引いた人員ですが、共通選抜の募集人員を満たしていない場合は、その人員も加えて募集します。また、定通分割選抜において、定時制と通信制の課程を同時に志願することはできません。

Q 共通選抜の募集期間内に、志願情報申請期間と中学校長承認期間がありますが、志願者はいつまでに手続をする必要がありますか？

A 志願情報申請期間の１月２３日（金）午前９時から１月２９日（木）正午までに、志願情報申請および受検料納付の手続を完了させてください。

なお、受検料納付が完了していないと、中学校長承認ができません。志願情報申請後は、速やかに受検料を納付してください。

4 学力検査について

Q 学力検査はすべての学校で同じ問題ですか？

A 全日制の課程と定時制の課程では異なる問題で実施します。

全日制では、5教科ともすべての学校が同じ問題で実施します。また、海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集、中途退学者募集および別科で実施する3教科（英国数）については、共通選抜と同じ問題で実施します。（在県外国人等特別募集の問題にはルビが付きます。）

定時制では、実施する3教科（英国数）について、すべての学校が同じ問題で実施します。また、在県外国人等特別募集については、共通選抜と同じ問題で実施します。（在県外国人等特別募集の問題にはルビが付きます。）

Q 出題の範囲や内容はどうなっていますか？

A 出題の範囲は、中学校学習指導要領に定める各教科の内容です。

「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を把握します。

Q 各教科の満点や検査時間はどうなっていますか？

A 共通選抜は、全日制・定時制とも、各教科の満点は100点、検査時間は50分です。

なお、定通分割選抜では、各教科の満点は50点、検査時間は30分です。

Q これまでの検査問題を見ることはできますか？

A 過去3年分の検査問題は、全日制・定時制とも県政情報センター行政資料コーナー（TEL（045）210-3730）で見ることができます。

<県政情報センター行政資料コーナーで見ることができる検査問題>

① 共通選抜 ⑤ 海外帰国生徒特別募集・中途退学者募集における作文

② 追検査 ⑥ ①～⑤のルビ付き

③ 定通分割選抜 ⑦ 後期募集（海外帰国生徒特別募集）（作文を含む。）

④ 共通選抜二次募集 ⑧ 特色検査（学力向上進学重点校と学力向上進学重点校エントリー校において、共通問題と共通選択問題で実施する自己表現検査）

有料となりますが、コピーをとることもできます。また、①と②については、下記の神奈川県教育委員会のホームページでも公開しています。（一部、著作権上の都合により省略しています。）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/gakuryokukensa/mondai.html>

5 特色検査について

Q 「特色検査」とは、どのような検査ですか？

A スクール・ポリシーのうち、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に照らして、入学時に備えている必要のある資質・能力について、調査書や学力検査では測りとることが難しい総合的な資質・能力や特性等をみるために学校が実施することができる検査です。その結果は選考資料の一部として活用されます。

Q どのような検査がありますか？

A 「実技検査」、「自己表現検査」、「面接」があり、次のような内容となります。

実 技 検 査 美術・デザイン系の学科におけるデッサン、体育系の学科におけるスポーツの実技、音楽系の学科・コースにおける楽器の演奏などが例として挙げられます。

自己表現検査 与えられたテーマに基づくスピーチ、指定したテーマについてのグループ討論、中学校までの学習を教科横断的に活用して設問に対する答えや考えの記述などが例として挙げられます。

面 接 「入学希望の理由」を共通の観点とし、その他の観点は各校で定め、調査書と面接シート等を参考資料として実施します。

一部の学校で、共通の観点によらず、設置趣旨に基づいた観点を定める場合があります。

各校の特色検査の概要は、21～27ページに掲載しています。

6 選考方法と選考の際の資料について

Q 共通選抜の選考基準に「第1次選考」と「第2次選考」とありますが、それぞれの選考に対して学力検査等を受けるのですか？

A 2月中旬に実施する学力検査等を受け、その結果および調査書の結果（評価・評定）を用いて2段階の選考により、合格者を決定します。第1次選考では、募集人員の90%まで、調査書の評定と実施した検査の結果をもとに選考します。第2次選考では、調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価と実施した検査の結果をもとに選考します。

Q 「調査書」とは、どのようなものですか？

A 中学校が作成する書類で、学習の記録と中学校での活動等の記録が記載されています。具体的には、「募集案内Ⅰ」記載の「調査書の見本」を参照してください。

学習の記録の欄に記載されている2、3年生の「評定」と3年生の「主体的に学習に取り組む態度」の「評価」については、選考の際に資料として使用します。諸活動の記録や所見欄等に記載されている内容については、一般募集における特色検査（面接）や特別募集における面接の際の参考資料とします。

7 追検査について

Q 「追検査」とは、どのような検査ですか？

A 追検査とは、次の＜対象となる事由＞により＜対象となる検査＞を受検できなかった志願者の中で、追検査を希望する者を対象として実施する検査です。追検査を希望する場合は、在籍（卒業）中学校等に状況を伝え、相談してください。

＜対象となる事由＞

- ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合
- ・月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由の場合
- ・自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
- ・痴漢の被害にあった場合 等

＜対象となる検査＞

一般募集（共通選抜（クリエイティブスクール、県立相模向陽館高等学校を除く。））	学力検査または作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）
海外帰国生徒特別募集	
在県外国人等特別募集	
中途退学者募集	
別科の募集	
一般募集（共通選抜（クリエイティブスクール））	特色検査（面接）
一般募集（共通選抜（県立相模向陽館高等学校））	学力検査または作文（作文をもって学力検査に代える場合に限る。） 特色検査（自己表現検査、面接）
連携型中高一貫教育校連携募集（県立光陵高等学校を除く。）	面接
インクルーシブ教育実践推進校特別募集	

8 第2希望の志願について

Q 第2希望まで志願できるのは、どのようなときですか？

A 農業、工業、商業および水産に関する学科を置く高等学校の専門学科を志願するとき、同じ高等学校に設置された同じ課程の別の学科を第2希望として志願できます。（ただし、同じ『○○に関する学科』の中の学科に限る。）県立磯子工業高等学校の在県外国人等特別募集も同様に、同じ『工業に関する学科』の別の学科を第2希望として志願できます。

横浜市立戸塚高等学校において、同じ学科の別のコースを第2希望として志願できます。横浜市立横浜商業高等学校の別科も同様に、第2希望の志願ができます。

県立横浜明朋高等学校と県立相模向陽館高等学校、横浜市立横浜総合高等学校の定時制の課程では、同じ学科の他の部を第2希望として志願できます。県立横浜明朋高等学校および県立相模向陽館高等学校の在県外国人等特別募集においても同様に、同じ学科の他の部を第2希望として志願できます。

県立横浜国際高等学校において、国際科（国際バカロレアコースを除く。）および国際科国際バカロレアコースのそれぞれについて他のコース等を第2希望として志願できます。海外帰国生徒特別募集も同様に、他のコース等を第2希望として志願できます。

9 特別募集（海外帰国生徒、在県外国人等、インクルーシブ教育実践推進校）について

Q 海外帰国生徒特別募集の志願資格の「保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和5年4月1日以降」は、どのようにして確認しますか？

A 特別募集における志願資格確認期間に、志願予定先の高等学校で本人と保護者のパスポート（または出入（帰）国記録）を確認します。出入国の日付を確認するので、パスポートにスタンプ（証印）が押印されていない場合は出入（帰）国記録を用意してください。出入（帰）国記録については出入国在留管理庁にお問い合わせください。また、パスポートや出入（帰）国記録が用意できない（例：本人の帰国が募集期間より後になる）場合、保護者勤務先の所属長等による証明書を用意してください。

Q 海外帰国生徒特別募集には後期募集がありますが、共通選抜と同日程で行う海外帰国生徒特別募集に志願した後、後期募集に志願することはできますか？

A 後期募集は、海外現地校を令和8年6月に修了した等の事由により、令和8年2月に実施する入学者選抜を受検できなかった者等を対象としているため、令和8年2月に実施する入学者選抜を受検できる方は後期募集に志願することはできません。

Q 在県外国人等特別募集の志願資格の「入国後の在留期間が通算で6年以内（令和8年2月1日現在）」とは、どういうことですか？

A 日本における学齢期以降（小学校第1学年以降）で、日本に在留している日数をすべて数えます。6年以内とは、「 $365 \text{ 日} \times 6 \text{ 年} = 2190 \text{ 日以内}$ 」を意味します。

Q 「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」とは、どのような募集ですか？

A 知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、インクルーシブ教育実践推進校18校において実施するものです。また、検査については、共通選抜と同日程で行い、面接を実施します。

Q インクルーシブ教育実践推進校特別募集で入学した生徒の学習や生活について、教えてもらえますか？

A 特別募集で入学した生徒だけのクラスはありません。授業や学校行事、部活動など、すべての生徒が共に学校生活を送ります。詳しくは、各実践推進校の学校説明会や学校ホームページで確認してください。

10 特別な事情のある人について

Q 受検にあたって特別な事情がある人（日本語を母語としない人、障害等のある人、長期間欠席した人など）への配慮はありますか？

A 日本語を母語としていない人や障害等により通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。また、病気など特別な理由で中学校を長期間欠席した人は、選抜方法の取扱いについて申請することができます。

いずれの場合も、申請できる内容や申請するための条件があります。中学校の先生等とよく相談して申請内容について確認してください。下記の神奈川県教育委員会のホームページも参考にしてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/hairyo.html>

Q 様々な事情により、調査書に評価・評定の記載がない場合、どのように選考されますか？

A 調査書に観点別学習状況の評価や評定の記載がなく、選考に用いる資料が整わない場合（海外現地校出身等で、調査書の提出ができない場合を含む。）、資料の整わない者の選考対象者となります。

資料の整わない者の選考は、第1次選考の後に行われ、参考にしてできる資料を用いて適切に選考されます。また、第2次選考でも、観点別学習状況の評価を欠く者については、参考にしてできる資料を用いて適切に選考されます。選考方法の異なる募集、高等学校においても、資料の整わない者として適切に選考されます。

なお、一部の教科であっても、調査書に記載されている評価・評定は、選考の資料として活用されます。調査書の記載内容については、在籍校に確認してください。

11 併願について

Q 公立と私立・国立の高等学校等とを併願する（私立のオープン入試を含む。）場合に、注意することはありますか？

A 公立高等学校は合格発表後の追加合格を行わないため、公立高等学校の合格発表の前に、入学を希望する私立や国立の高等学校等の合格が決まった場合は、公立の合格発表の前日正午までに、必ず志願（受検）した公立高等学校の志願取消の手続きをしてください。

なお、定通分割選抜、共通選抜の二次募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集については、志願時に、令和8年度の入学者選抜において、国・公・私立高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校に合格している人（入学手続きをしていない場合も含む。）は志願できません。